令和７年４月

【電話工事が必要」という電話に注意】

【相　談】

知らない事業者から、父宛てにひかり電話への切り替えの契約書類が届いた。父に確認すると、２週間前に大手電話会社を名乗る電話で「工事が必要」と言われて承諾したとのこと。契約した覚えはないというが、解約などの手続きが必要か。

【アドバイス】

大手電話会社は、２０２４年から固定電話回線のＩＰ網への移行を進めていますが、電話会社を変更しなければ、加入者が費用を払って工事する必要はありません。

大手電話会社からの電話だと思って承諾したが、実際は、別の電気通信事業者の勧誘だったという相談が当センターにも寄せられます。今回のように、契約書類が届いたことで別会社の勧誘に気付く事例もあります。電気通信サービスには、消費者保護のルールがあり、契約書面を受け取った日から８日以内は、消費者の申し出により契約を解除できる「初期契約解除制度」があります。このケースでは、相談者がはがきで申し出ると、契約は解除され、書類は破棄することになりました。

電気通信サービスの契約は複雑です。事業者から交付された契約書面の内容を確認し、契約に問題がある場合は、早めに事業者に申し出るか、消費生活センターなどに相談しましょう。

他にも、大手電話会社をかたって「２時間後に電話が使えなくなる」「未納料金がある」などの電話があり、相手の指示に従って、多額の料金や手数料を支払ったという事例もあります。

日中、在宅していることの多い高齢者は、このような電話勧誘によるトラブルに遭いやすい傾向にあるため周囲の見守りが大切です。「知らない電話番号には出ない」「突然の電話勧誘にすぐに応じない」など、あらかじめ家族でルールを決めておきましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**